

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金 よくあるお問い合わせ

目次

1	制度について	・・・	P 1
2	対象について	・・・	P 2
3	申請方法について	・・・	P 5
4	提出書類について	・・・	P 5
5	電子申請について	・・・	P 6
6	支援金の交付について	・・・	P 7

1 制度について

Q 1-1 どのような制度か？

A 1-1 小田原市の独自の支援として、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に従い、神奈川県からの協力要請に応じて休業又は営業時間を短縮した事業者に対し、支援金（一律 20 万円）を交付するものです。

Q 1-2 神奈川県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」や国が実施を予定している「持続化給付金」とは別枠での支援か。

A 1-2 別枠での支援です。市独自で実施します。

Q 1-3 支援金を交付する目的は？

市長が、市内の主要な経済活動分野を担っている事業者や組合、また商工会議所や商店街連合会などから、地域経済の窮状をつぶさにヒアリングする中で、「感染拡大を一刻も早く終息させることこそ、最大の経済対策である」と判断したためです。そのためには、地域を挙げて可能な限り人と人との接触を減らすこと、すなわち事業者が休業や営業時間の短縮にできるだけ取り組んで頂くことが肝要であり、それを行政としてしっかり支えなければならぬと判断したためです。

Q 1-4 本支援金の交付対象から外れた中小企業や個人事業主への支援金等はないのか？

A 1-4 感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対し、国から「持続化給付金」が交付されます。詳細につきましては、経済産業省のホームページを御確認ください。このほか、特別融資等については、市のホームページを御確認ください。

【経済産業省ホームページ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

【市ホームページ】

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/industry/taisaku/p29386.html>

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金 よくあるお問い合わせ

Q 1-5 本支援金は先着順か？

A 1-5 先着順ではありません。申請期間内に申請がなされ、市が行う審査において交付要件を満たしていると判断された対象者全員に交付しますので、御安心ください。

2 対象について

Q 2-1 交付対象者は？

A 2-1 次のすべての要件を満たすかたです。

①小田原市内に施設又は店舗を有し、事業を行っていること。

②①が別紙「支援金交付対象施設」に該当すること。

③4月24日（金）から5月6日（水）までの間、連続して①の休業又は営業時間の短縮を実施すること。

④中小企業、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、個人事業者のいずれかに該当すること。

Q 2-2 市税の滞納者や課税されていない者でも対象になるのか？

A 2-2 感染拡大を防止することが目的であるため、本支援金の交付対象とします。

Q 2-3 市内に複数店舗経営している場合、1店舗あたり20万円交付されるのか？

A 2-3 休業等に応じる施設や店舗の数にかかわらず、1事業者に対し一律20万円のみ交付します。

Q 2-4 異なる会社を複数経営しているが、それぞれに20万円交付されるのか？

A 2-4 事業者単位での交付のため、会社が異なれば、それぞれに20万円を交付します。会社ごとに申請手続きを行ってください。

Q 2-5 市内に複数店舗経営しているが、全ての店舗について、休業又は営業時間の短縮を行わないと交付対象にならないのか？

A 2-5 交付対象になりません。

Q 2-6 会社の所在地は市外だが、市内に施設又は店舗がある場合は交付対象か？

A 2-6 市内にある施設や店舗について休業等に応じた場合は交付対象となります。

Q 2-7 会社の所在地は市内だが、市外にのみ施設又は店舗がある場合は交付対象か？

A 2-7 交付対象になりません。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金 よくあるお問い合わせ

- Q 2-8 休業や営業時間短縮の要請には該当しないが、自主的に休業又は営業時間を短縮する場合は交付対象になるのか？
- A 2-8 神奈川県知事からの要請に基づき実施していただくかを対象としているため、この場合は交付対象になりません。
- Q 2-9 営業時間の短縮とはどのような要請なのか？
- A 2-9 通常、午後8時から午前5時までの時間帯に営業を行っている施設又は店舗について、酒類の提供を午後7時まで、営業時間を午後8時までに短縮するなど、営業時間を午前5時から午後8時までの間のみとすることです。ただし、テイクアウトサービスや宅配は短縮要請の対象ではありません。
- Q 2-10 通常の営業時間が午前5時から午後8時までの間にある場合、営業時間の短縮をすれば交付の対象となるか？（例：営業時間が午前11時から午後8時までの飲食店が閉店時間を午後7時とした場合）
- A 2-10 営業時間の短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、交付対象とはなりません。
- Q 2-11 夜8時以降も営業している飲食店が、夜8時以降はテイクアウトサービスや宅配のみの対応とする場合は交付の対象となるか？
- A 2-11 店内飲食の営業時間について短縮をしているので交付対象となります。
- Q 2-12 同じ店舗でネイルサロンと美容室を営んでいる。ネイルサロンは休業要請の対象だが、美容室は対象外である。この店舗全体を休業する場合、交付対象と考えてよいのか？
- A 2-12 この店舗を休業とした場合、休業要請の対象となっているネイルサロンを休業することになるので、交付対象となります。
- Q 2-13 昼間は飲食店として営業しており、夜はスナックとして営業している。この場合は交付の対象となるのか？
- A 2-13 休業要請の対象であるスナックを休業するとともに、飲食店の営業時間が午後8時までであれば、交付対象となります。
- Q 2-14 キッチンカーでたこ焼きを販売しているが、営業時間の短縮をすれば交付対象となるのか？
- A 2-14 キッチンカーは店内飲食とは言えないため、交付対象になりません。
- Q 2-15 集会場（宴会場）のあるホテルを客室も含め休業した場合、交付対象となるのか？
- A 2-15 休業要請の対象である集会場（宴会場）を休業としているので交付対象となります。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金 よくあるお問い合わせ

- Q 2-16 一部の施設については、面積によって要請の内容が異なっている。経営する施設は、面積まで考慮すると「適切な感染防止対策の徹底」までの対応しか求められていないが、この施設を休業した場合は、交付の対象となるのか？
- A 2-16 神奈川県は、生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や施設について、原則として休業要請をしているので、面積が小規模であっても休業した場合は、交付の対象となります。
- Q 2-17 フランチャイズ経営をしているが、対象になるのか？
- A 2-17 対象要件をすべて満たせば交付対象となります。
- Q 2-18 事業を開始したばかりだが、交付対象施設に該当し、休業要請等に応じる場合は、交付対象となるのか？
- A 2-18 令和2年（2020年）4月10日（神奈川県からの要請期間前）以前に事業活動が認められる場合は対象となります。
- Q 2-19 商業施設にテナントとして入居している。自分の店は対象施設には該当しないが、商業施設が要請に応じて休業となったため、自分の店舗も休業せざるを得ない。この場合は交付対象となるのか？
- A 2-19 対象施設に該当していなければ、交付対象となりません。
- Q 2-20 飲食店を営んでいるが、通常の営業時間が午後8時までであり、閉店間際まで酒類の提供を行っている。酒類の提供を午後7時までに短縮した場合、交付対象となるのか？
- A 2-20 神奈川県は酒類の提供を午後7時までとすることも要請しているので、交付対象となります。
- Q 2-21 パソコン教室を営んでいるが、「支援金交付対象施設一覧」に施設名がない。この場合は交付対象とならないのか？
- A 2-21 一覧に施設名がない場合でも、交付対象となる施設に類似していると判断できれば、交付対象となります。パソコン教室は、一覧に掲載がある英会話教室や音楽教室に類似すると判断できるので、交付対象となります。
- Q 2-22 医療行為に該当しないマッサージや揉みほぐしを行っている施設は交付対象となるか？
- A 2-22 休業要請の対象となっているので、休業に応じた場合は交付対象となります。
- Q 2-23 イートインスペースは食事提供施設に含まれるのか？
- A 2-23 食事提供施設に含みます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金 よくあるお問い合わせ

Q 2-24 中小企業支援法第2条第1項に規定される中小企業に該当するが、いわゆる「みなし大企業」にも該当する場合でも交付対象となるか？

A 2-24 中小企業支援法第2条第1項に規定されている中小企業に該当しているので、交付対象となります。

Q 2-25 店長としてオーナー（社長）に雇われ、居酒屋を経営している。この場合、個人事業主には該当するの？

A 2-25 営業許可書や確定申告書の名義が本人（店長）であれば、個人事業主となります。

3 申請方法について

Q 3-1 パソコンがないため、電子申請ができないが市の窓口に行って申請をすることができるのか？

A 3-1 接触機会削減の観点から、市役所への御来庁はご遠慮ください。電子申請ができない方は、郵送での受付を行います。申請用紙を郵送しますので商業振興課（電話33-1511）までお電話ください。

Q 3-2 電子申請はスマートフォンやタブレット端末からでも申請できるのか？

A 3-2 いずれも申請できます。なお、パソコンからの申請と同様に、通信料については申請者負担となります。

4 提出書類について

Q 4-1 個人（法人以外）の申請者のみに、申請者が本人であることを証する書類の添付を求めるのはなぜか？

A 4-1 個人事業主が実在することを確認するためです。法人については、税情報と照合して確認できるため添付を不要としています。

Q 4-2 直近の確定申告書の写しは全ページ添付する必要があるのか？

A 4-2 市内に施設や店舗を有していることが確認できるページのみで構いません。

Q 4-3 ジムを経営している個人事業主だが、3月に開業したばかりで確定申告書の写しがない。これに代わるものとして何を提出すれば良いか？

A 4-3 ホームページの写しや賃貸借契約書の写しなど、市内で対象施設を有し、事業を行っていることが分かる書類を提出してください。

Q 4-4 申請書の記入方法がわからない。

A 4-4 市のホームページにある記入例を参考にご覧ください。

不足がある場合は、恐れ入りますが、商業振興課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金 よくあるお問い合わせ

5 電子申請について

Q 5-1 電子申請はどこから行うのか？

A 5-1 市ホームページのトップ画面の下にある【申請・届出】のアイコンをクリックしていただくと「電子申請システム」に移動します。
また、支援金制度の説明ページの中にもリンクがあります。

Q 5-2 電子申請の利用者登録が必要か？

A 5-2 利用者登録をしなくても交付申請は可能ですが、まず始めにメールアドレスの入力が求められますので、こちらは必須になります。
メールアドレスの入力が完了した後に自動返信されるメールの本文に URL が記載されます。そちらへアクセスし、申請手続きを開始してください。

Q 5-3 申請内容の入力を行ったが登録が完了できない。

A 5-3 入力内容に不備があった場合は、エラーメッセージが表示されます。メッセージを参考に入力内容を修正してください。

Q 5-4 資料を添付したが、エラーになってしまう。

A 5-4 指定のファイル形式でない場合、エラーメッセージが表示されます。
基本的に添付資料は、画像ファイル（jpeg, jpg, png）形式で提出していただく仕様となっております。
スマートフォン、タブレット端末から申請する場合は、カメラ機能を使い、撮影した写真をそのままアップロードすることも可能ですので、ご活用ください。

Q 5-5 提出したい資料のファイル形式が画像ファイルでないのだが？

A 5-5 可能であれば、ファイル形式の変換をお試しください。
資料を印刷していただき、内容が分かるような写真にさせていただく方法でも構いません。

Q 5-6 提出する資料が多く、添付ファイルの枠では不足する場合は？

A 5-6 添付しきれないファイルを zip 形式の圧縮ファイルに加工してください。
最下欄に zip ファイルが添付できる枠を設けております。
システムの仕様上、全体で 20MB が限度となりますのでご注意ください。

Q 5-7 【確認へ進む】を押したとたんフリーズしてしまった。

A 5-7 添付ファイルのアップロードに時間がかかる場合がございます。
処理中の可能性がございますので、操作せずにしばらくお待ちください。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策中小企業事業者等支援金 よくあるお問い合わせ

Q 5-8 電子申請を完了したが、申請内容を確認したい場合は？

A 5-8 電子申請システム上で、申請内容が確認できます。
確認には、申請完了時に発行される[整理番号]と[パスワード]が必要です。

Q 5-9 [パスワード]を忘れてしまったが、再発行は可能か？

A 5-9 システムの仕様上、[パスワード]は申請者本人にしか通知されず再発行も出来ないため、市の担当者が確認してお伝えすることもできません。
申請完了時に必ず控えていただき、審査完了まで大切に保管してください。

Q 5-10 電子申請を完了したが、申請内容を訂正したい場合は？

A 5-10 申請完了後は、市の担当者が審査を開始するため、申請者が再編集を行えないよう制限をかけております。
訂正を希望される場合は、商業振興課までご連絡ください。
ご連絡の際は、申請完了時に発行される『整理番号』をお伝えください。

6 支援金の交付について

Q 6-1 申請から交付までにどのくらいの期間を要するのか？

A 6-1 申請をいただいた方から順次審査を行います。書類等の不備がなければ、申請から土日祝日を除き10日程度となる見込みです。

Q 6-2 支援金は課税所得となるのか？

A 6-2 本支援金は、用途に制約のない資金を交付するものであり、税務上は益金（個人事業者の場合は、総収入額）に算入されるものです。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。
※国の「持続化給付金」と同様の扱いになります。